愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第184号（諮問第213号）
件名：110番通報した際作成された110番事案表の一部開示決定に関する件

1　開示請求
　令和3年10月6日
2　原処分
　令和3年10月20日（一部開示決定）
　愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、「私が令和3年8月23日に近隣トラブルの件で電話番号Aから110番通報した際、作成された110番事案表（請求日現在、愛知県B警察署地域課が保管するもの）」の自己情報開示請求について、別表の1欄に掲げる部分を不開示とする一部開示決定をした。
3　審査請求
　令和3年11月5日
　審査請求に係る処分のうち、不開示とした部分の開示を求める。
4　諮問
　令和3年11月25日
5　審議会の結論
　処分庁が、別表の1欄に掲げる部分を不開示とする一部開示決定としたことは妥当である。
6　審議会の判断
(1) 判断に当たっての基本的考え方
　愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号。以下「条例」という。）は、第1条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。
　当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。
(2) 本件保有個人情報について
　本件保有個人情報は、愛知県警察において令和3年8月23日に電話番号Aから受信した110番通報に関する内容を記録するために処分庁が作成した110番事案表である。
　処分庁は、別表の1欄に掲げる本件情報1（以下「本件情報1」という。同欄に掲

げる本件情報２についても同様とする。）及び本件情報２を条例第 17 条第２号に該当するものとして不開示にしている。

(3) 条例第 17 条第２号該当性について

ア　本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、本件情報１及び本件情報２が本号に該当するか否かを以下検討する。

イ　当審議会において、本件情報１を見分したところ、警察職員の氏名が記載されていた。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報で、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第２号本文に該当する。

そして、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号）第８条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件情報１の警察職員は、警部補及び同相当職以下の職員であるとのことである。

よって、本件情報１は、条例第 17 条第２号ただし書ハに該当しない。

また、本件情報１は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロにも該当しないことは明らかである。

よって、本件情報１は、条例第 17 条第２号に該当する。

ウ　当審議会において、本件情報２を見分したところ、近隣住人の住所、名前、生

年月日、年齢及び電話番号並びに路上駐車をした人物と近隣住人との関係が記載されていた。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報で、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められるため、条例第17条第2号本文に該当する。

また、本件情報2は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかである。

よって、本件情報2は、条例第17条第2号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件情報1及び本件情報2を不開示としたことの妥当性については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「５　審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1　開示しないこととした部分	2　開示しないこととした 根拠規定
【本件情報 1】 警部補及び相当職以下の警察職員の氏名	条例第 17 条第 2 号
【本件情報 2】 開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分	条例第 17 条第 2 号